

## リース資産購入仕様書

- 1 品名 イオンクロマトグラフ
- 2 納入期限 平成29年11月1日
- 3 納入場所 箕面浄水場 1階（箕面市箕面 2-7-1）

### 4 装置及び付属品の仕様

装置及び付属品は以下の全ての仕様を備え、別表左欄に掲げる項目について同表右欄の方法（以下、公定法という）で一斉分析できる新品の装置

#### (1) 本体 サーモフィッシャーサイエンティフィック社製 DIONEX Integriion

- ① 直列デュアルピストン方式ポンプ 2式
  - ・流量：0.001～10mL/分
  - ・最大圧力：41MPa
  - ・接液部材質：非金属
  - ・デガッサー、リークセンサーを備えること
- ② 電気伝導度検出器 2式
  - ・レンジ：0～15000  $\mu$ S
  - ・セル耐圧：10MPa
- ③ カラム恒温槽 2式
  - ・温度設定範囲：室温+5～80℃
  - ・温度正確さ： $\pm 0.5$ ℃
  - ・温度安定性： $\pm 0.2$ ℃
- ④ 導入バルブ 2台×2式
  - ・2ポジション、6ポート電動駆動式レオダイン型 1台
  - ・追加バルブ 1台
- ⑤ 溶離液ジェネレーター 1式
  - ・溶離液種類：水酸化カリウム
  - ・濃度範囲：0.1～100mmol/L
  - ・流量範囲：0.1～3mL/分
  - ・最大圧力：35MPa
  - ・超純水製造装置及び接続キットを付属すること
- ⑥ サプレッサー 陰・陽イオン分析用各1式
  - ・方式：電解再生型イオン交換膜方式
  - ・再生方式：一流路連続再生方式、切替なし
- ⑦ カラム
  - ・陰イオン分離カラム (IonPac AS19-4  $\mu$  4×250mm) 1本
  - ・陽イオン分離カラム (IonPac CS16 5×250mm) 1本
  - ・陰イオンガードカラム (IonPac AG19-4  $\mu$  4×50mm) 1本
  - ・陽イオンガードカラム (IonPac CG16 5×50mm) 1本
  - ・シアン用分析カラム (IonPac ICE-AS1 9×150mm) 1本

(2) 試料自動注入装置 サーマフィッシャーサイエンティフィック社製AS-AP 1台

- ・試料冷却機能付
- ・本体2台へ試料を自動導入可能であること
- ・注入量可変であること
- ・バイアルトレイ(1.5mL型)3個、ポリプロピレン製バイアル(1.5mL)100個を付属すること

(3) ポストカラム分析ユニット サーマフィッシャーサイエンティフィック社製

- ・PCM-520B(紫外、可視光吸光光度検出器VWD付) 1式
- ・PCM-520C(紫外、可視光吸光光度検出器VWD付) 1式

(4) ワークステーション

- |           |  |    |
|-----------|--|----|
| ① コンピューター | OS:日本語Windows対応であること<br>CPU:3GHz以上、RAM:16GB以上、HDD:1TB以上<br>Excelが標準装備されていること   | 1式 |
| ② モニター    | 液晶カラーモニター:23インチ以上で<br>解像度1920×1080以上のもの  | 1台 |
| ③ プリンター   | レーザープリンター(A4)  | 1台 |
| ④ ソフトウェア  | PCから本体・試料自動注入装置・ポストカラム分析<br>ユニットを制御でき、データ取得・解析・報告書作<br>成等ができるもの<br>(本局のソフトウェアライセンスのアップデートを行うこと)<br>日本語Windows対応であること | 1式 |

(5) 付属品

- 乾式アスピレーター(吸気流量約10L/分、接続用チューブ等を含む) 1台
- 超音波洗浄器(槽容量約6L) 1台
- マグネチックスターラー(2L溶液が攪拌可能なもの) 1台
- その他分析及び機器の維持・調整に必要な物品 1式

5 納入等に関して

- (1) 契約後、納入仕様書を提出し本局職員と協議のうえ、納入すること。
- (2) 納入にかかる費用(機器の運搬、据付、設置工事、梱包材量等不用品の処分等)は全て受注者の負担とする。
- (3) 機器の搬入、据付及びそれに伴う工事を行うにあたって、建物及び備品等に損傷を与えた場合には、受注者において責任を持って原状復帰すること。
- (4) 納入に関しては、全て本局職員の指示に従い、設置及び公定法に基づいた測定条件の設定を行ったのち、操作方法の手順書を作成し、研修を行うこと。

- (5) 本局職員の性能確認をもって、検収を受けること。受注者は納入時に、別表の各項目について公定法に示される濃度範囲内で、本局職員の指示する4点以上の標準溶液をそれぞれ5回以上測定して検量線を作成し、相関係数  $r$  が0.999以上であること、及び測定下限値の変動係数が10%以下であることを証明すること。なお、本仕様書内容が満たされない場合には、機器または部品の交換を行い、満たすまで調整を行うこと。
- (6) 検収に必要な薬品、器具類は事前に本局職員と調整し、受注者負担において準備すること。
- (7) 検収後約1年経過時に、年次定期点検に相当する点検調整と消耗品（ガードカラムを含む）の交換を実施し、性能の保持を確認すること。
- (8) 保証期間は納入後1年間とすること。なお保証が適用された際の修理調整には3営業日以内に着手すること。
- (9) 保証期間中、上下水道局の故意または過失によらない場合で、対象項目の定量下限値や精度が保持できないときは故障とみなし、修理調整すること。修理調整のため、定期検査が10日以上滞る場合には、その間に予定している検体を水道法第20条の登録検査機関において委託検査すること。なお、登録検査機関の選定については本局職員と協議するものとする。
- (10) 以下の機器を関連法令に基づき廃棄し、廃棄の証明となる書類を提出すること。  
日本ダイオネクス製 ICS-2000、ICS-1000、PCM-510B 各1台  
日本ミリポア製 Milli-Q Labo 1台  
デスクトップ型コンピューター 1台
- (11) その他、本件について疑義が生じた場合は、別途協議とする。

## 6 その他

- (1) 本件については、上下水道局においてリース契約を行うものとする。
- (2) リース期間は、平成29年11月1日から平成34年10月31日まで（60か月）とする。
- (3) リース料金の支払いについては、当月の1日から同月末までを1か月とし、リース期間を1か月ごとに60回に分割して支払うものとする。
- (4) 受注者は契約後、リース料総額以外に物件価格についても上下水道局に提出すること。
- (5) リース期間満了後については、上下水道局に無償譲渡を行うものとする。

## 別表

項目	試験方法
シアン化物イオン 及び塩化シアン	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
亜硝酸態窒素	
フッ素	
塩化物イオン	
塩素酸	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第16の2
臭素酸	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第18
ナトリウム	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第20
カルシウム	
マグネシウム	